



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和5年(2023)9.1長月(N0.359)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

“気づきが自分を変えていく” 傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします！”

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き生き



・しごとよりいのち ・人柄とやる気と能力で雇用 ・なくそう受動喫煙

処暑 (しょしょ) 暑さが少しやわらぐころ。朝の風や夜の虫の声に秋の気配が漂う(日本の七十二候を楽しむ)
 秋分の日、春分の日と同じように昼と夜の時間が同じになるころ。日が傾き始めると虫の音が聞こえてきます。人間は酷暑で辛い毎日ですが、虫たちは季節の変化を運んで来てくれているようで、気持ちが少し涼みます。最低賃金が改定されます。改定されるたびに、高いところと低いところの差が広がっています。現状での引上げは、物価高騰による原価の上昇と、企業にとって大きな負担になります。自社で新たな発想で新たな事業を創めることを考えられるかが生存していくための一つではないでしょうか。



✓ 都道府県別最低賃金の改定(令和5年10月より)(静岡県は984円)

令和5年度の都道府県別最低賃金額(時間給換算)が出そろった。各都道府県で39~47円引き上げられ、全国の加重平均額は前年比43円増の1,004円となった。物価高を背景に初めて1,000円を超え、引上げ額も過去最高となった(朝日新聞より)。静岡県は、40円引き上げられ**984円**になり10月1日より適用される見込みです。24県は、目安額を1円~8円上回った。佐賀県は、目安額を8円上回って900円となった。39円引き上げても893円の岩手県は東京の1,113円と比較して、何と220円もの差があり、この差はつく一方である。経済活動の地域差を改善するためには、東京などの一極集中を改善していかなければ、何も変わらないのではないか。

※最低賃金との比較 ●時間給 → 時間給 ≥ 最低賃金 ●日給 → 日給 ÷ 所定労働時間 ≥ 最低賃金
 ●月給と歩合給 → 時間当たりの賃金額に換算 ≥ 最低賃金

✓ 全国労働衛生週間 10月1日~7日(準備期間9月1日~30日)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

スローガン <めざそうよ 二刀流 ところとからだの 健康職場>

* (9月1日~30日) にやること=●過重労働による健康障害防止対策、●職場でのメンタルヘルス対策、●職場での転倒・腰痛災害の予防対策、●化学物質による健康障害防止対策、●治療と仕事の両立支援対策、●職場の熱中症予防対策、●職場の受動喫煙防止対策、●石綿による健康障害防止対策、●小規模事業場の産業保健活動の充実、●女性の健康課題への取組

* (10月1日~7日) にやること=●事業者、統括安全衛生管理者による職場巡視、●労働衛生旗の掲揚・スローガンの掲示、●労働衛生に関する、優良職場・功績者の表彰、●有害物漏洩事故、酸素欠乏などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練の実施、●労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語の掲示、●労働衛生の意識高揚のための行事の実施





《職場生活の基礎的法律関係》(安西愈弁護士著:「採用から退職までの法律関係」より)

職場生活で知っておくべき基礎的なルールや法的なもの、意識としてもつべきものとしてお伝えしていきます。参考にしてください。

●採用されて会社に入社すると、そのときから職場生活が始まります。職場生活には就業規則をはじめいろいろなルールがあり、日々これらのルールに従って仕事をしていきます。入社すると、労働契約を結び、「労働(雇用)契約書を作成し、これに労働条件が記載してあり、労使双方がこの契約を守っていきますが、従業員として会社組織に所属し、職場秩序に従って使用者の指揮命令をうけて労務に服することになります。使用者の支配下で業務命令を受けて働く関係を「使用従属関係」といい、これが職場生活の基礎的な法律関係になります。次号から具体的な説明をしていきます。

✓長時間労働事業場に対する監督指導結果を公表(令和4年度分:厚生労働省)

令和4年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署の監督指導の結果を公表した。対象とした事業場は、全国の、各種情報から時間外・休日労働時間が1ヶ月当り80時間超と考えられる事業場と長時間の過重労働による過労死等による労災請求があった事業場です。対象となった、33,218事業場のうち、14,147事業場(42.6%)で以下のような違法事案がありました。

・違法な時間外労働があったもの	14,147 事業場 (42.6%)
・時間外・休日労働時間が、月80時間を超えるもの	5,247 事業場 (37.1%)
・ うち 月100時間を超えるもの	3,320 事業場 (23.5%)
・ うち 月150時間を超えるもの	752 事業場 (5.3%)
・ うち 月200時間を超えるもの	168 事業場 (1.2%)
・賃金不払残業があったもの	3,006 事業場 (9.0%)
・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	8,852 事業場 (26.6%)
・過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導	13,296 事業場 (40.0%)
・労働時間の把握が不適切なため指導	6,069 事業場 (18.3%)

✓STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(期間:5月1日~9月30日)

*危険サイン!・立ちくらみ・筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感、工具を落とす、転倒、言動がおかしい。*対策①暑さ指数の把握、②涼しい休憩場所確保、③緊急搬送病院の把握、④暑熱順化の期間設定、⑤自覚症状がなくても、水分・塩分を取る、⑥透湿性・通気性の良い服・帽子着用、⑦睡眠不足に注意、⑧熱中症予防教育、⑨身体を冷却する流動性の氷状飲料など準備

「暗いと 不平を言うよりも あなたが進んで 明かりをつけなさい」~マザー・テレサ~

☆トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主と着荷主の配慮が過重労働を防ぐ

☆転倒事故の防止は「ぬかづけ」の徹底を! 人間は転ぶんです!

☆60時間(1ヶ月)を超える時間外労働の割増率は50%!

☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務! ☆高額療養費「限度額申請」を!

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化:51人以上(令和6年10月より)

☆車到山前必有路(くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり)(進めば 必ず 道開く)

8月1日現在:静岡県人口3,557,113人(前月比1,343人減):内訳:自然動態1,936人減(出生1,630人・死亡3,566人)、社会動態593人増(転入10,923人・転出10,330人):世帯数1,513,552世帯(679世帯増):静岡市人口678,309人(前月比人348人減):世帯数301,728(39世帯減)